

「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」 の施行に伴う委員会決定の一部改正

改正の背景

- 昨年5月に公布された「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号）が今月27日に施行されることで、認定鉄塔等提供事業者（インフラシェアリング事業者）と回線設置電気通信事業者（携帯電話事業者等）との間における電気通信事業用の鉄塔等を提供する役務（認定鉄塔等提供役務）の提供の契約に関する紛争処理について、当委員会の事務に追加されることとなる。
- これに伴い、委員会関連の「電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）及び「電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）」の一部改正が予定されているほか、本委員会においても「電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）」及び「電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（令和4年電気通信紛争処理委員会決定第2号）」の一部を改正するものである。

改正の内容

- **電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正**（資料261-2参照）
 - インフラシェアリング事業者と携帯電話事業者等との間で認定鉄塔等提供役務の提供の契約に関する協議が調わない等の場合について、あっせんや仲裁の対象とするため、以下の事項への関連条文の追加を行う。
 - ・ あっせん委員又は仲裁委員の指名の欠格（第3条）
 - ・ あっせんをしない場合等の通知（第4条）
 - ・ 仲裁における委員等に関する事実の開示（第4条の4）
 - 表現の適正化に伴う規定の整理を行う。
- **電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正**（資料261-3参照）
 - インフラシェアリング事業者と携帯電話事業者等との間で認定鉄塔等提供役務の提供の契約に関する協議が調わない等の場合におけるあっせんや仲裁の手続について、電子メールやウェブ会議による実施を可能とするため、以下の箇所への関連条文の追加を行う。
 - ・ 「I 目的等」のうち、「1 目的」の※
 - ・ 「別記オンライン化等対象手続一覧」のうち、「1 事業法の規定に基づく手続」の1-1～1-8（あっせんの申請等）、1-9（仲裁の申請等）
 - ・ 「別記オンライン化等対象手続一覧」のうち、「4 電気通信紛争処理委員会令の規定に基づく手続」の4-5（あっせんをしない場合等の通知）、4-6（仲裁委員の名簿の作成）
 - ・ 「別記オンライン化等対象手続一覧」のうち、「6 電気通信紛争処理委員会運営規程の規定の基づく手続」の6-12（委員等に関する事実の開示）
 - 表現の適正化に伴う規定の整理を行う。

施行期日

- 「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日（令和8年5月27日）から施行

基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務※を設ける。

※責務の担い手は、指定事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では指定事業者、指定事業者がいない地域ではNTT東西

あまねく提供責務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務
最終保障提供責務：誰も提供していない地域でのみ、提供する責務

2. NTT東西の業務範囲規律の見直し

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。

3. 通信インフラの維持・確保

- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。

- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

- NTTの電話の「あまねく提供責務」を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数の事業者が連携してカバーする「最終保障提供責務」を創設する。【公布の日（令和7年5月28日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日】

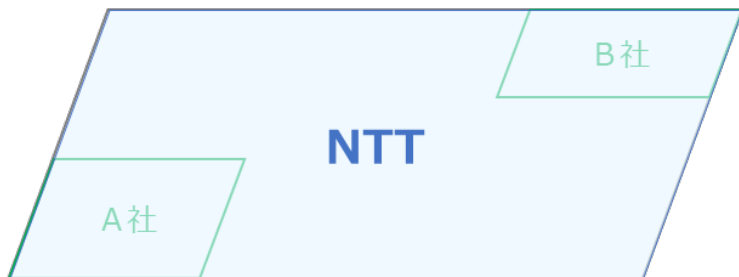
現在

見直し後

電話



NTTが他事業者がいる地域でも提供責務を負う
「あまねく提供責務」



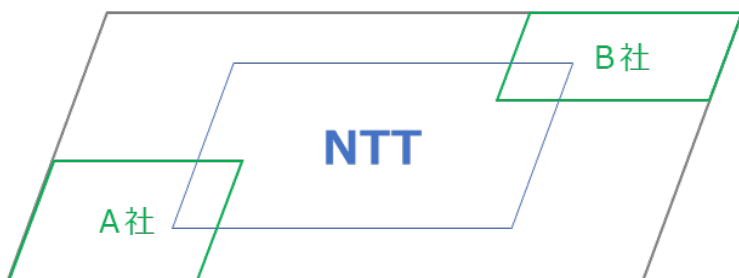
複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが他事業者がいない地域のみ提供責務を負う
「最終保障提供責務」



ブロード
バンド



NTTを含め、
提供責務を負う事業者はいない



複数の事業者が連携してカバーし、
NTTが他事業者がいない地域のみ提供責務を負う
「最終保障提供責務」



※最終保障提供責務に基づき提供される電気通信役務の提供場所の近隣の電気通信事業者は、当該電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をする義務を負う。この協力に関する協定等の締結を申し入れたにもかかわらず、協議に応じないとき等は、あっせん・仲裁等の対象となる。

- **インフラシェアリング事業**（铁塔等を回線設置事業者の回線設置事業の用に供する事業）を営む者が、**総務大臣の認定を受けた場合は、電気通信事業法上の公益事業特権を付与**することとする。
- インフラシェアリング事業者への公益事業特権の適用に当たっては、①インフラシェアリング事業者の铁塔等が**回線設置事業者の回線設置事業の用に供されること**、②当該铁塔等が**多くの回線設置事業者に対して適正・公平に貸し出されること**を確保するための規律を設けることとする。【令和8年5月27日施行】

	認定インフラシェアリング事業者に係る規律	認定電気通信事業者に係る規律
認定の審査	<ul style="list-style-type: none"> ● 経理的基礎・技術的基礎の十分性 ● 事業計画の確実性・合理性 ● 回線設置事業者による利用の確実性 ※铁塔等を使用させる相手方との契約書を提出 ● インフラシェアリング事業の適正性 ※業務規程を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経理的基礎・技術的基礎の十分性 ● 事業計画の確実性・合理性
事業の開始義務	<ul style="list-style-type: none"> ● インフラシェアリング事業者による铁塔等の貸出しの開始に加え、铁塔等を利用する回線設置事業者による回線設置事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業の開始
事業の休廃止	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前届出 ※休廃止には、回線設置事業者が铁塔等を利用しなくなったときを含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事後届出
役務提供義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 铁塔等の貸出し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信役務の提供
業務改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な差別的取扱いの禁止 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当な差別的取扱いの禁止 等
承継	<ul style="list-style-type: none"> ● 認可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認可
あつせん・仲裁、裁定	<ul style="list-style-type: none"> ● 回線設置事業者が铁塔等の使用に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず協議に応じないとき ● 土地の所有者等が使用権の設定に関する協議に応じないとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業者が接続協定の締結を申し入れたにもかかわらず協議に応じないとき ● 土地の所有者等が使用権の設定に関する協議に応じないとき

改正の背景

- 昨年5月に公布された「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」が今年27日に施行されることで、認定鉄塔等提供事業者（インフラシェアリング事業者）と回線設置電気通信事業者（携帯電話事業者等）との間における電気通信事業用の鉄塔等を提供する役務（認定鉄塔等提供役務）の提供の契約に関する紛争処理について、当委員会の事務に追加されることとなる。
- これに伴い、本委員会に関連する「電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）」及び「電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）」の一部改正が予定されている。

改正の内容

- **電気通信紛争処理委員会令の一部改正**
 - インフラシェアリング事業者と携帯電話事業者等との間で認定鉄塔等提供役務の提供の契約に関する協議が調わない等の場合について、あっせんや仲裁の対象とするため、以下の事項への関連条文の追加を行う。
 - ・ あっせんをしない場合等の通知（第6条）
 - ・ 仲裁名簿の作成（第7条）
 - ・ あっせん及び仲裁の申請手続（第15条）
- **電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正**
 - インフラシェアリング事業者と携帯電話事業者等との間で認定鉄塔等提供役務の提供の契約に関する協議が調わない等の場合について、あっせんや仲裁の対象とするため、以下の事項への関連条文の追加を行う。
 - ・ あっせんの申請（第4条）
 - ・ 仲裁の申請（第5条）
 - ・ あっせん及び仲裁の申請の方法（第6条）
 - ・ 電気通信事業法関係のあっせん申請書（様式第1）
 - ・ 電気通信事業法関係の仲裁申請書（様式第4）

施行期日

- 「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日（令和8年5月27日）から施行